

福井県報

号外第22号
平成28年
3月31日(木)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

条例

※福井県県税条例等の一部を改正する

条例(二九・税務課)……………一

規則

※福井県県税条例施行規則の一部を改

正する規則(二七・税務課)……………四

訓令

※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を

改正する訓令(九・税務課)……………七

本号で公布された 条例のあらまし

◇福井県県税条例等の一部を改正する条例(第二十九号 税務課)

1 事業税関係

法人の事業税のうち、付加価値割額、資本割額および所得割額の合算額によって課するものの税率は、次のとおりとすることとした。(第四十四条および附則第七条の二の二関係)

付加価値割	資本割		所得割	
	所得のうち年四百万円以下の金額	所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下	所得のうち年八百万円を超え年八百万円を越える金額	所得のうち年八百万円を越える金額
	百分の一・九	百分の一・七	百分の三・六	百分の三・六

2 不動産取得税関係

不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八

条関係)

3 自動車取得税関係

一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が国の補助金を受けて取得した過疎地域等の路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。(附則第八条の五の二関係)

4 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

条例

福井県県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県条例第二十九号

福井県県税条例等の一部を改正する条例

例

(福井県県税条例の一部改正)

第一条 福井県県税条例(昭和二十五年福井県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハの表中「百分の三・一」を「百分の一・九」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の六」を「百分の三・六」に改め、同条第三項第一号イ中「百分の〇・七二」を「百分の一・二」に改め、同号ロ中「百分の〇・三」を「百分の〇・五」に改め、同号ハ中「百分の六」を「百分の三・六」に改める。

附則第七条の二の二中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「百分の三・一」とあるのは「百分の一・六」を「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」に、「百分の四・六」を「百分の二・七」に、「百分の二・三」を「百分の〇・五」に、「百分の六」とあるのは「百分の三・一」を「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」に改める。

附則第八条第一項中「政令で定める」を「施行令附則第六条の十七第一項に規定する」に、「平成二十八年三月三十一日」を

「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第七十一条第一項第一号」を「同号」に、「においては」を「には」に、「同条第一項」を「同項」に改める。

附則第八条の五の二中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「または第二項」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項および第五項を削り、同条第六項中「附則第十二条の三第六項各号」を「附則第十二条の三第三項各号」に改め、同項の表中「附則第九条の二第六項」を「附則第九条の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項中「第四項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

第七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
二万五百円	一万五百円
二万三千六百円	一万二千元
二万七千二百円	一万四千元

イ 第百三十六条第一項第三号 (1)	一万七千五百円	九千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万二千円	六千円
	二万六百元	一万五百円
	一万二百円	五千五百円
	六千三百円	三千二百円
	四万五百円	二万五百円
	三万五千元	一万七千五百円
	三万円	一万五千元
	二万五千五百円	一万三千円
	二万五百円	一万五百円
	一万六千元	八千円
	一万千五百円	六千円
	八千円	四千円
	一万五千五百円	八千円
イ 第百三十六条第一項第二号	九千円	四千五百円
	一万二千円	六千円
	一万八千五百円	七千五百円
	二万二千円	一万千円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千五百円	一万五千元
	四万七百元	二万四千元
	七千五百円	四千円
	一万五千五百円	八千円
	二万九千五百円	二万四千元
	二万五千五百円	一万五千元
	二万二千円	一万千円
	一万八千五百円	九千五百円
	一万五千円	七千五百円
	九千円	四千五百円
ロ 第百三十六条第一項第一号	六千五百円	三千五百円
	十一万円	五万五千五百円
	八万八千円	四万四千元
	七万六千五百円	三万八千五百円
	六万六千五百円	三万三千五百円
	五万八千円	二万九千元
	五万円	二万五千五百円
	四万五千元	二万二千五百円
	三万九千五百円	二万円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	二万九千五百円	一万五千円
	二万九千五百円	一万五千円
	二万九千五百円	一万五千円
	二万九千五百円	一万五千円
	二万九千五百円	一万五千円

第百三十六条第一項第三号 イ(2)	二万九千円	二万九千五百円	二万九千円
	二万二千五百円	二万二千五百円	二万二千五百円
	二万六千五百円	二万六千五百円	二万六千五百円
	三万二千円	三万二千円	三万二千円
	三万八千円	三万八千円	三万八千円
	四万四千元	四万四千元	四万四千元
	五万五千元	五万五千元	五万五千元
	五万七千元	五万七千元	五万七千元
	六万四千元	六万四千元	六万四千元
	一万二千元	一万二千元	一万二千元
第百三十六条第一項第三号 ロ(1)	一万四千五百円	一万四千五百円	一万四千五百円
	一万七千五百円	一万七千五百円	一万七千五百円
	二万円	二万円	二万円
	二万二千五百円	二万二千五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万五千五百円	二万五千五百円
	二万九千円	二万九千円	二万九千円
	三万三千元	三万三千元	三万三千元
	四万円	四万円	四万円
	四万九千元	四万九千元	四万九千元
	五万七千元	五万七千元	五万七千元
第百三十六条第一項第四号 イ	六万五千五百円	六万五千五百円	六万五千五百円
	七万四千元	七万四千元	七万四千元
	八万三千元	八万三千元	八万三千元
	一万二千五百円	一万二千五百円	一万二千五百円
	一万七千元	一万七千元	一万七千元
	七千五百円	七千五百円	七千五百円
	一万円	一万円	一万円
	附則第九条の二第四項の規定により読み替えられた第二号		
	二万三千六百円	二万三千六百円	二万三千六百円
	二万七千六百円	二万七千六百円	二万七千六百円
第百三十六条第一項第四号 ロ	三万六千元	三万六千元	三万六千元
	一万八千元	一万八千元	一万八千元
	一万六千元	一万六千元	一万六千元
第百三十六条第一項第四号 ハ	一万四千元	一万四千元	一万四千元
	一万二千円	一万二千円	一万二千円
	一万六千元	一万六千元	一万六千元

第百三十六条第一項第四号 二	四万八百元	二万五千元
	四万六千四百円	二万三千五百円
	五万三千二百円	二万七千元
	六万二千二百円	三万千元
	七万四千元	三万五千五百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
	一万八千五百円	九千五百円
	二万五千五百円	一万三千元
	九千元	四千五百円
	一万二千元	六千元
第百三十六条第一項第五号	四千五百円	二千五百円
	三千九百元	二千元
	六千元	三千元
	五千三百円	三千元
	三千七百元	千八百円
第百三十六条第二項第一号	四千七百元	二千三百円
	六千三百円	三千二百円
	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千元	四千元
第百三十六条第二項第二号	六千三百円	三千二百円
	八千元	四千元

附則第九条の二第七項を同条第四項とし、同条第八項中「第四項から前項まで」を「前二項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とする。
(福井県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 福井県税条例等の一部を改正する条例(平成二十七年福井県条例第三十号)

の一部を次のように改正する。

第一条中福井県税条例第四十四条第一項第一号および第三項第一号の改正規定ならびに同条例附則第七条の二の二の改正規定を削る。

附則第一条第三号中「第四十四条第一項第一号および第三項第一号の改正規定ならびに同条例附則第七条の二の二および同条

例」を削り、「ならびに附則第三条および」を「および附則」に改める。

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の福井県条例(以下「改正後の条例」という。)第四十四条第一項および第三項ならびに附則第七条の二の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第三条 改正後の条例附則第八条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第四条 改正後の条例附則第八条の五の二の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第五条 改正後の条例附則第九条の二の規定は、平成二十八年度分の自動車税について適用し、平成二十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

規則

福井県条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月三十一日

福井県知事 西川 一誠

福井県規則第二十七号

福井県条例施行規則の一部を改正する規則

福井県条例施行規則(昭和三十七年福井県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条に次の一号を加える。

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、法第七十三条の四第一号に規定する不動産のうち、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)

第二条に規定する新幹線鉄道の路線であつて北陸新幹線に係るものの鉄道施設の用に供する土地を取得しようとする場合に、当該土地に代わるものとして当該土地の所有者に譲渡するために土地を取得したときにおける当該土地

第五十七条第一項第一号中「のもしくは第十号」を「第十号もしくは第十一号」に改める。

様式第五十二号の四(その一)を次のように改める。

様式第52号の4(その1) (第39条の2関係)

Table with columns for tax details, including sections for Resident Tax (県民税), Business Tax (事業税), and Local Resident Tax (地方税法). It includes sub-sections for '課税標準額' (Tax Standard Amount) and '課税額' (Tax Amount) with various numbered items (1-20).

注 1 この更正通知書(お知らせ)の欄に、この更正通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の出訴期間等を記載すること。
注 2 更正請求を棄却する場合には、この通知書の棄却の理由の欄に、棄却の根拠となつた法律の規定を記載すること。

様式第七十号(その一)を次のように改める。

様式第七十号(その1)(第49条の2、第54条関係)

法人県民税 法人事業税・地方法人特別税 更正決定通知書	課税番号	事業年度 年月日から 年月日まで	申告区分	申告期限 年月日	申告年月日 年月日	税務官署の処理 年月日	資本金等の額	
	区 分			更正決定額		既納付確定額	増減額	
所在地 法人名	県民税	課税標準となる法人税額の総額 ①		課税標準額	税率(%)	税 額		
		本県分の課税標準となる法人税額 ②						
		県民税の特定寄附金税額控除額 ③						
		外国の法人税等の額の控除額 ④						
		仮装経理に基づく控除額 ⑤						
		利子割額の控除額 ⑥						
		差引法人税割額(②-③-④-⑤-⑥) ⑦						
		租税条約の実施に係る控除額 ⑧						
		過大であった既還付請求利子割額 ⑨						
		納付すべき法人税割額(⑦+⑧-⑨) ⑩						
		均 等 割 額 ⑪						
		計 (⑩+⑪) ⑫						
		控除しきれなかった利子割額 ⑬						
事業税	所得の総額 ⑭							
	万円以下の金額 ⑮							
	所得金額 ⑯							
	計 (⑮+⑯+⑰) ⑰							
	軽減不適用の金額 ⑱							
	付加価値額の総額 ⑲							
	付加価値額の総額 ⑳							
	資本金等の額の総額 ㉑							
	収入金額の総額 ㉒							
	計 (⑳+㉑+㉒+㉓+㉔) ㉓							
	平成27年改正法附則第8条または平成28年改正法附則第5条の控除額 ㉔							
	事業税の特定寄附金税額控除額 ㉕							
	仮装経理に基づく控除額 ㉖							
租税条約の実施に係る控除額 ㉗								
差引計(㉓-㉔-㉕-㉖-㉗) ㉘								
地方法人特別税	所得割額 ㉙							
	仮装経理に基づく控除額 ㉚							
	租税条約の実施に係る控除額 ㉛							
差引計(㉙+㉚-㉛) ㉜								
区 分		対応税額	率(%)	加算金額	既納付確定額	増減額		
過 少 申 告 加 算 金 ㉝								
(加 重 対 象 分) ㉞								
不 申 告 加 算 金 ㉟								
重 加 算 金 ㊱								

この通知により
納付すべき税額等
⑫+⑬+⑱+㉛+㉜+㉟

円

指定納期限 年月日

年月日

福井県 長 印 (お知らせ)

注 この更正決定通知書(のお知らせ)の欄に、賦課の根拠となつた法律の規定、延滞金額の計算方法ならびにこの更正決定通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法および取消訴訟を行う場合の出訴期間等を記載すること。

様式第七十号の四(その一)を次のように改める。

福井県 長 様

所在地
名称
法人番号

年 月 日

印

営業所等設置等届出書

利子割の申告納入について、下記のとおり届け出ます。

届出事由が生じた年月日	届出事由		年 月 日	1 新設 4 利子等の種別の変更	2 異動 ()	3 廃止
	所 在 地	店 舗 名				
	〒	(TEL) ()				
特別徴収義務者	特別徴収義務者番号 (金融機関コード)					
利子割の納入方法	利子等の種別					
	特定公社債以外の公社債の利子					
	銀行預金利子					
	銀行以外の金融機関の預貯金利子					
	勤務先預金等の利子					
	合同運用信託の収益の分配					
	公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配					
	郵便貯金利子					
	国外一般公社債等の利子等					
	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益					
	私募公社債等運用投資信託の収益の分配					
	特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの					
	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配					
	懸賞金付預貯金等の懸賞金等					
	定期債金の給付補てん金					
	掛金の給付補てん金					
	抵当証券の利息					
	貴金属等の売戻し条件付売買の利益					
	外貨建預貯金等の為替差益					
	一時払養老保険、一時払損害保険等の差益					
一括納入する特別徴収義務者	所 在 地	〒	(TEL) ()			
	店 舗 名					
	特別徴収義務者番号 (金融機関コード)					

(備考)

記入要領

- この届出書は、店舗の新設、異動、廃止または納入する利子等の種別の変更があった場合に提出してください。
なお、届出は本店、本部等から提出しても差し支えありません。
- 「届出事由」欄および「届出事由が生じた年月日」欄
「届出事由」欄は、該当する番号に○印を付してください。
異動による届出である場合は括弧内に異動事由を記載してください(例 移転、名称変更)。また、「備考」欄に異動前の店舗の所在地および店舗の名称を記載してください。
「届出事由が生じた年月日」欄は、届出事由が生じた年月日を記載してください。利子等の種別の変更による届出である場合は納入開始年月日を記載してください。
- 「特別徴収義務者」欄
「所在地」欄は店舗の所在地を、「店舗名」欄は店舗の名称を記載してください。
「特別徴収義務者番号」欄は、金融機関コード(7桁)または特別徴収義務者番号(9桁)を記載してください。金融機関コードを有しない者が新設による届出を行う場合は特別徴収義務者番号の記載は不要です。
- 「利子割の納入方法」欄および「一括納入する特別徴収義務者」欄
異動または廃止による届出である場合は、「利子割の納入方法」欄の記載は不要です。
「利子割の納入方法」欄は、納入方法に応じて「当該店舗で納入するもの」欄および「本店等にて一括納入するもの」欄の該当する番号に○印を付してください。
「本店等にて一括納入するもの」欄に○を付した場合は、「一括納入する特別徴収義務者」欄に一括納入する特別徴収義務者を記載してください。この場合に記載する所在地、店舗名および特別徴収義務者番号の記載方法は「特別徴収義務者」欄の記載方法を参照してください。

平成二十八年三月三十一日印刷
平成二十八年三月三十一日発行

発行人 千九一〇―八五八〇
印刷人 千九一〇―八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県
福井県福井市手寄二丁目十五―二十七 榑竹下印刷所

☎ 三三三二番